

# 出生届

1 北マリアナ諸島でお子さまを出生した場合、3カ月以内(注)に当事務所または本邦の市区町村役場に出生の届出をする必要があります(戸籍法第49条)。  
例えば1月9日に生まれた場合は、届出の期限の末日が4月8日となります。

《必要書類》 ★は用紙が当事務所にあることを示すものです。

・出生届 ★	2通
・北マリアナ政府発行の出生証明書の原本	1通
・上記証明書の和訳文	1通
・日本人である母又は父の旅券及び滞在資格を証明する書類	提示

2 米国は「生地主義」を採用していますので、通常、北マリアナ諸島を含む米国内で出生したお子さまは自動的に米国籍を取得することになります。

(1) 北マリアナ諸島で出生したお子さまについて日本国籍を留保しようとするときは、父又は母が、出生後3カ月以内に出生届書の『日本国籍を留保する』欄に署名・捺印する必要があります。

(2) 日本国籍を留保したお子さまは二重国籍となるため、22歳になるまでに何れか一方の国籍を選択することになります。

3 日本国外で出生した場合で、3カ月の期限までに届出がなされなかったときは、期日日の翌日以降は原則として届出を受け付けることができず、日本国籍を取得することができません(生まれたときに遡って日本国籍を喪失します)。

4 期日までに出生届出ができず、日本国籍を喪失した後、日本国籍を取得したい場合には、その子が未成年(20歳未満)の間で、かつ、日本に住所をおいて生活するようになった時に、その住所地を管轄する法務局または地方法務局に「国籍再取得の届出(国籍取得届)」をすることになります。なお、20歳以上の場合は、「帰化許可申請」をすることになります。